

ゼウスちょコム決済サービス規約

本規約は、株式会社ゼウス(以下、「当社」という)と、当社を通じてエヌ・ティ・ティ・スマートトレード株式会社(以下、「NTT」という)が発行するネットワーク型電子マネー「ちょコム」の取り扱いを希望し、取り扱いを認められた事業者(以下、「ゼウス加盟店」という)との間の法律関係を規定するものです。

第1条 (定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は以下の各号のとおりとします。

- (1)ちょコム :NTTが発行し、NTTサーバー上の「貯金箱」で管理しNTTサーバーに接続することにより使用することができるネットワーク型の電子マネーであり、ちょコム利用者が当社またはゼウス加盟店との間の商品の販売または役務の提供等を目的とする取引契約(以下、「売買取引契約」という)により負担する債務(以下、「売買取引代金債務」という)の支払手段となる電子的価値をいい、1単位1円の価値を有するものをいいます。
- (2)ちょコム利用者 :ちょコムに関するNTT所定の利用者規約を承認の上、ちょコムの利用に関してNTT所定の方法でちょコム利用者登録した者をいいます。
- (3)ゼウス加盟店 :本規約を承認し、当社の加盟店審査を経た上で、当社との間でちょコム取扱に関する業務委託契約を締結した、商品の販売または役務の提供等をおこなう者をいいます。
- (4)貯金箱 :ちょコム利用者、当社およびNTTの保有するちょコムをNTTサーバー上において管理するバーチャル貯金箱をいいます。
- (5)サイト :ゼウス加盟店が本規約に基づいて契約締結の申込をしたインターネット、電話等の電気通信の媒体を用いて商品の販売をするために開設した仮想店舗をいいます。
- (6)商品 :ゼウス加盟店が電気通信等の媒体を用いて契約を締結することにより購入者に販売する物品、サービス、ソフトウェア、情報等をいいます。

第2条 (ゼウス加盟店の当社への委託業務)

1. ゼウス加盟店は、当社に対し、以下の各号の業務(以下、「委託業務」という)の処理を委託するものとします。当社は、ゼウス加盟店が本規約を遵守することを条件としてこれを受託するものとします。
 - (1) ゼウス加盟店に対する加盟審査、調査に関する業務
 - (2) ちょコム利用者からちょコム取引契約の申込をインターネットを通じて受け付ける業務、およびこれに対するちょコム取引契約の成立をインターネットを通じてちょコム利用者およびゼウス加盟店に通知する業務
 - (3) 情報保全措置に関する業務
 - (4) 成立したちょコム取引契約により取得したちょコムについて、NTTに現金化請求して売買取引代金を受領する業務
 - (5) ちょコム利用者からの売買取引契約申込の撤回またはちょコム取引契約の取消に関する業務およびこれらに伴う売買取引代金の返還請求に関する業務
 - (6) NTTからの通知等を受領し、ゼウス加盟店に伝達する業務
 - (7) ちょコム利用者またはNTTからの売買取引契約、ちょコム取引契約、商品等に関する問い合わせ、苦情、請求等の受付業務
 - (8) NTTに対して各種通知をなす業務
 - (9) 上記各号の業務に付随する一切の業務
2. 当社は、NTTとの契約および本規約の内容に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとします。

第3条 (加盟審査および契約成立時期)

1. 当社は、ゼウス加盟店と本規約に基づく契約を締結するにあたり、ゼウス加盟店の商品等の内容を審査する

ものとし、

- 前項の審査の結果、加盟を可とする場合には、当社所定の方法によりゼウス加盟店に通知するものとし、通知の到達を条件として通知発行時点で契約が成立するものとし、
- 前々項の審査の結果、加盟を不可とする場合の理由は、開示しないものとし、

第4条 (取扱不可商品)

- ゼウス加盟店は、以下の各号の商品の取扱および販売方法をおこなってはならないものとし、
 - 法令または公序良俗に反しまたは反するおそれのあるもの
 - 犯罪行為を惹き起こすおそれがあるもの
 - ちょコム利用者または第三者の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - ちょコム利用者、NTT、当社または第三者の財産権(知的財産権を含む)、プライバシー、名誉、信用、その他の権利を侵害しまたは侵害するおそれのあるもの
 - ちょコム利用者、NTT、当社または第三者を誹謗・中傷し、または差別するおそれがあるもの
 - その他、NTT または当社が不相当と判断するもの
- ゼウス加盟店は、ゼウス加盟店の取り扱い商品が監督官庁その他の機関の許認可または届出を要する場合、これらの許認可または届出を必ずおこなうものとし、加盟審査申込時または当社より請求がある場合に速やかに許認可または届出を証する書面を当社に提出するものとし、

第5条 (ゼウス加盟店サイトの構築)

- ゼウス加盟店は、ちょコム取引契約をおこなうため、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピュータを用いて、ちょコム利用者に対するちょコム取引契約の対象となる商品の宣伝広告および売買取引契約に必要な情報の送受信のためのサイトを構築するものとし、
- ゼウス加盟店は、前項のサイトの構築にあたり、当社の指定するインターフェイス条件、プロトコルその他の通信条件に従い、ゼウス加盟店のサイトを当社のちょコム決済システムにインターネットを通じて接続できるようにするものとし、
- ゼウス加盟店は、前項の接続にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってするものとし、当社は一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。

第6条 (ゼウス加盟店サイト上の表記)

- ゼウス加盟店は、商品に関する取引条件等につき、サイト上で以下の各号の事項を明示しなければならないものとし、
 - 商品の販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合、商品の送料を別途明示)
 - 商品に関する売主としての責任の一切はゼウス加盟店が負う旨、およびゼウス加盟店の正式名称、住所、電話番号、代表者または責任者の氏名、問い合わせ用メールアドレス
 - その他特定商取引法に定める事項および関連法規に定める事項
 - 当社を通じてちょコム取引契約がおこなわれること、および当社の正式名称、問い合わせ用電話番号、問い合わせ用メールアドレス
 - 当社が別途ゼウス加盟店に通知する請求名称での請求になること
 - その他 NTT または当社が定める事項
- ゼウス加盟店は、サイトについての広告宣伝をおこなうにあたって、以下の各号に該当する表示をしてはならないものとし、
 - 虚偽または誇大な内容
 - 第4条1項各号に該当する内容
 - 第16条1項に違反する内容
 - その他 NTT または当社が不相当と判断する内容

第7条 (ちょコム取引契約)

- ちょコム利用者が、NTTの本人認証を受ける等NTT所定の方法により、その貯金箱内に保有しているちょコムを当社の貯金箱へ移転することをもってゼウス加盟店に対して負担する売買取引代金債務の支払に代え

る旨の契約(以下、この契約を「ちょコム取引契約」といいます。)申込をした場合、ゼウス加盟店は、正当な理由なくその申込に対する承諾を拒んではならず、当該ちょコムの移転をもって当該売買取引代金債務は消滅するものとします。

2. ちょコム利用者がゼウス加盟店とちょコム利用者との間の売買取引契約についてちょコムによる支払を選択した場合、ゼウス加盟店の売買取引代金債権は、売買取引契約と同時に当社に債権譲渡されるものとします。当該売買取引代金債権に関するちょコム取引契約は、ちょコム利用者と当社との間で成立するものとします。

第8条 (売買取引代金の支払)

1. 当社は、本サービスについて NTT から受領した売買取引代金を、次条に規定する業委託手数料その他当社とゼウス加盟店が差し引くことに合意した料金を差し引いた上で、加盟店に対して支払うものとします。
2. 当社は前項の金額を、別途定める振込日にゼウス加盟店の指定する金融機関口座に振り込みます。なお、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

第9条 (委託料の支払等)

1. ゼウス加盟店は、当社に対して別途定めるとおり業務委託料等を支払うものとします。
2. ゼウス加盟店は、当社に対し銀行振込等により前項の業務委託料その他の債務を支払う場合、金融機関等の振込手数料その他費用を負担するものとします。
3. ゼウス加盟店は、本規約によるちょコムサービスの全部または一部の停止があった場合であっても、業務委託料等の支払を免れることはできないものとします。

第10条 (遅延損害金)

ゼウス加盟店または当社は、相手方が本規約に基づく契約における相手方に対する金銭債務の全部または一部の支払を遅延したときは、相手方に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとします。

第11条 (弁済の充当)

1. ゼウス加盟店が当社に対し本規約に基づく金銭債務について不履行が生じている場合、当社は本規約においてゼウス加盟店に対して支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができ、加盟店はあらかじめこのことにつき了承します。
2. ゼウス加盟店がちょコムサービス以外のサービス(以下、「他サービス」といいます)について当社と契約を締結している場合において、ゼウス加盟店は当社が以下の各号に定める弁済の充当をすることについてあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 他サービスにおけるゼウス加盟店の当社に対する金銭債務について債務不履行が発生しているときは、当社は、本規約においてゼウス加盟店に対して支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
 - (2) 本規約に基づく金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいて当社からゼウス加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第12条 (ちょコム取扱の制限)

ちょコム取引契約による取扱単位は、NTT 所定の単位を超えないものとします。

第13条 (取引制限および不利益扱いの禁止)

1. ゼウス加盟店は、以下の場合を除き、ちょコム利用者によるちょコム取引契約の申込を制限してはならないものとします。
 - (1) ちょコム利用者が前条に定める取扱単位の制限を超えてちょコム取引契約の申込をした場合
 - (2) ゼウス加盟店の正当な事情によりその売買取引契約がちょコム取引契約の対象外とされている場合
 - (3) 停電、故障等により取扱いができない場合
 - (4) NTT または当社のシステム稼働時間外である場合
 - (5) ちょコム利用者が本人以外の者と判断される場合
 - (6) その他 NTT または当社が不相当と判断した場合

2. ゼウス加盟店は、ちょコム利用者に対し、ちょコム以外の支払方法の場合と異なる代金・手数料を付加するなどちょコム利用者に不利となる差別的取扱はしてはならないものとします。

第14条（ちょコム取引の取消）

1. NTT または当社は、ちょコム利用者および当社間のちょコム取引契約またはちょコム利用者およびゼウス加盟店間の売買取引契約が、第三者によるちょコムの利用その他正当ではない取引であると NTT または当社が判断する場合、当該ちょコム取引契約を取り消すことができるものとします。
2. 前項の取消は既になされたちょコムの移転の効力に影響を与えないものとし、ゼウス加盟店は、当該取り消された取引契約にかかるちょコム相当額につき、ちょコム利用者に対し現金で返還するものとします。
3. 前々項の取消により、当然に当社とゼウス加盟店間の当該ちょコム取引契約にかかる債権譲渡も取り消されるものとします。当社からゼウス加盟店に対し取り消されたちょコム取引契約にかかる金額を支払済みである場合、当社は、ゼウス加盟店に対し当該金額を返還請求することができるものとします。
4. 前項の返還請求にかかる金額についても、当社からゼウス加盟店に対する支払時に相殺することができるものとします。

第15条（クレジットカードによって購入されたちょコムの取扱）

1. NTT 所定の方法によりクレジットカードによって購入されたちょコムについて、当該クレジットカードの利用が本人の利用でないことを理由に当社が NTT より支払を受けられないまたは返還をおこなった決済金額につき、当社は、ゼウス加盟店に対して請求することができるものとします。
2. 前項の返還請求にかかる金額についても、当社からゼウス加盟店に対する支払時に相殺することができるものとします。

第16条（禁止行為）

ゼウス加盟店は、ちょコムサービス利用にあたり、以下の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) NTT、当社または第三者の財産権(知的財産権含む)、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為
- (2) NTT、当社もしくは第三者を誹謗中傷し、または NTT、当社もしくは第三者に迷惑、不利益等を与える行為
- (3) ちょコムを違法な目的で利用する行為
- (4) ちょコムにかかる電磁的記録を不正に作出する行為
- (5) NTT または当社の電気通信設備に権限なくアクセスする等不正なアクセスを試みる行為
- (6) 第三者になりすましてちょコムを利用する行為
- (7) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (8) NTT または当社の電気設備上のちょコムにかかるデータ、その他の情報を改ざん、消去する行為
- (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する等個人情報保護法等に違反する行為
- (10) ちょコムサービスその他、NTT または当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
- (11) その他 NTT または当社が不相当と判断する行為

第17条（調査）

1. 当社は、ゼウス加盟店と本規約に基づく契約を締結した後においても、随時、ゼウス加盟店の取扱商品、販売方法、広告宣伝につき調査することができるものとします。
2. ゼウス加盟店は、前項の調査に関し、必要な協力をしなければならないものとします。
3. 取扱商品、販売方法、広告宣伝が本規約、または NTT もしくは当社所定の他の規約、規程等に違反すると当社が判断した場合、当社はゼウス加盟店に対して変更その他適当な措置を請求ことができ、ゼウス加盟店は自己の責任と費用をもってこれに応じなければならないものとします。
4. 当社は、前項にかかわらず、第 1 項の調査により、ちょコムサービスの提供を継続することが不相当と判断した場合、当該ゼウス加盟店についてちょコムサービスの提供を中止または拒否することができるものとします。なお、この場合、不相当と判断した理由は開示されないものとし、ゼウス加盟店は、当社に対して一切の異

議申し立てまたは何らの請求をすることはできないものとします。

第18条 (トラブル対応)

1. ゼウス加盟店は、ちょコム利用者との間の売買取引契約その他の紛争の一切について、自己の責任と費用をもって対処するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社がゼウス加盟店とちょコム利用者との間の紛争に対処せざるを得ない場合、当社は、ゼウス加盟店に対し、事前事後を問わず紛争処理にかかる合理的な費用を請求することができるものとします。

第19条 (非保証)

NTT および当社は、ちょコムが、他人の権利を侵害しないこと、いかなる端末機でも利用され得ること、ゼウス加盟店の利用目的に適切または有用であること、それを提供する NTT または当社システムの作動が中断されないこと、ゼウス加盟店の端末機および当該端末機にインストールされているソフトウェアに悪影響を及ぼさないこと、その他何らの保証をするものではありません。

第20条 (商号等の使用)

ゼウス加盟店は、NTT、ちょコム、および当社の商号、商標、ロゴ等を、本規約に基づく契約の有効期間中、当社の定める方法および範囲内で使用することができるものとします。

第21条 (ちょコムサービスの停止)

NTT または当社は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、第1号の場合を除き何ら通知を要せず、直ちにちょコムサービスの全部または一部の提供を停止することができます。なお、第1号の場合は、当社はゼウス加盟店に対し事前の通知を行うものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) NTT または当社が、ちょコムサービス提供のためのシステムの保守、点検または整備を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、天災、通信回線業者等の設備保守、工事、回線障害等やむを得ない事由により、ちょコムサービスの提供が困難な場合
- (3) ちょコムサービス提供のためのシステムまたはデータの滅失、損壊、不正アクセス行為または盗用行為があった場合。またはこれらの行為のおそれがある場合
- (4) その他、運用上または技術上、NTT または当社がちょコムサービスの停止が必要であるか、または不測の事態によりNTT または当社がちょコムサービスの提供が困難と判断した場合

第22条 (損害賠償)

1. NTT または当社の故意または重大な過失に基づきゼウス加盟店が損害を被った場合、当社は、通常の直接損害に限り、当該ゼウス加盟店が当社に支払った直近1年間の業務委託料相当額(1年間に満たない場合は、過去支払った業務委託料総額相当額)の範囲で損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害賠償の範囲には逸失利益を含まないものとします。
2. ゼウス加盟店は、本規約に基づいてNTT に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

第23条 (変更の届出)

1. ゼウス加盟店は、当社所定の事項を当社に届け出るものとし、届出事項に変更が生じた場合、直ちに所定の方法により当社に変更を届け出るものとします。
2. ゼウス加盟店は、前項の届出を怠った場合、届出を怠ったことによる不利益はゼウス加盟店が負担するものとし、当社からの通知が不到達となっても通常到達すべき時に到達したものとみなされることを予め異議なく承諾するものとします。

第24条 (契約上の地位および債権債務譲渡禁止)

当社およびゼウス加盟店は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約に基づく契約より発生する債権債務および契約上の地位につき、第三者に譲渡、担保に供することはできないものとします。

第25条（有効期間）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は1年間とします。ただし、最初の有効期間は、契約成立日から1年後の契約応答日が属する月の末日までとします。
2. 前項の有効期間は、期間満了の3ヶ月前までに当社またはゼウス加盟店から相手方に対し書面による更新拒絶の意思表示がない限り同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 前々項の有効期間にかかわらず、当社またはゼウス加盟店は、解約希望日の3ヶ月前までに相手方に対し書面による解約の通知をおこなうことにより、本規約に基づく契約を解約することができるものとします。
4. 本条による解約日が当月末日でない場合についても、業務委託料等につき日割による精算をおこなわないものとします。また、年間一括払で支払われた業務委託料等についても、残余期間による精算をおこなわないものとします。

第26条（最低利用期間）

前条第1項但書の期間を最低利用期間とします。ゼウス加盟店が最低利用期間内に解約を希望する場合、ゼウス加盟店は、当社に対し、最低利用期間の残余期間相当分の業務委託料等を支払うものとします。なお、当社は、既に当社に対し支払われた業務委託料等につき、ゼウス加盟店に返還しないものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 当社およびゼウス加盟店は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ次の各号のいずれに該当する者とも取引関係（相手方との信頼関係を破壊する程度の取引関係に限る）を有しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) 前各号に該当しなくなった日から5年を経過しない者
 - (9) 法人の場合、株主・役員その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が前各号に該当する法人
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. 当社およびゼウス加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてゼウスの信用を毀損し、またはゼウスの業務を妨害する行為
 - (5) 犯罪行為の対価の支払手段とする目的、または犯罪行為により得た資金を正当な取引で得た資金であるかのように見せかける目的（マネーロンダリング）でちょコムサービスを利用する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 当社およびゼウス加盟店は、相手方が前2項に違反するとの合理的な疑いがある場合には、速やかに違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこの調査に協力し、相手方から求められた事項について、客観的・合理的な範囲内でこれに応じ報告する義務を負います。この場合、ゼウス加盟店および当社は、相手方が前2項に違反しないと合理的に判断できるまでの相当期間、本規約に定められた義務の履行を留保できるものとします。
4. 当社およびゼウス加盟店は、相手方が前3項に違反したことにより損害を受けた場合、本規約に従い相手方

に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第28条（解除）

1. 当社は、ゼウス加盟店に以下の各号に定める事由が発生した場合には、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約に基づく契約を解除し、または、当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するために当社が適当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用をゼウス加盟店に請求することができます。
 - (1) ちょコムのシステムを悪用していることが判明した場合
 - (2) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合
 - (3) 本規約または NTT もしくは当社所定の他の規約、規程等に違反した場合
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立がなされた場合
 - (5) 振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行を受けた場合または担保権の実行を受けた場合
 - (7) 支払能力が著しく低下したと判断できる相当の理由が生じた場合
 - (8) ちょコムの第三者による不正利用が著しく多いと当社が判断した場合
 - (9) 取り扱う商品およびそれに関して提供する情報、広告、サービス内容等につき、当社が不適切であると判断した場合
 - (10) 第三者から当社に対し、取扱商品もしくはその販売方法または個人情報の取扱に関して損害賠償請求等何らかの請求がなされた場合
 - (11) NTT または当社に対する重大な背信行為がおこなわれた場合
 - (12) 当社に対しゼウス加盟店が届け出た住所、電話番号または電子メールアドレスを用いても当社がゼウス加盟店に対し連絡がとれない場合
 - (13) ちょコム提供または利用を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為をおこなった場合
 - (14) ちょコムサービス利用にあたり、ゼウス加盟店が、当社の指定したシステム設定と異なるシステム設定をおこなった場合
 - (15) 第 27 条第 1 項もしくは第 2 項の表明保証に違反したと判断できる相当の理由が生じた場合、または同条第 3 項の協力・報告義務を怠った場合
 - (16) その他ゼウス加盟店として不適当と判断された場合
2. 本規約に基づく契約が解除された場合、ゼウス加盟店は当社に対して負うべき債務の一切につき期限の利益を失い、当社は直ちにゼウス加盟店に対し債務の履行を請求することができるものとします。
3. 当社は、前項各号に該当する場合、ちょコムサービスの利用を停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、本条に基づきちょコム取扱に関しゼウス加盟店との契約を解除する場合において、ゼウス加盟店が同時にクレジットカード決済代行サービスその他当社のサービスについて契約を締結している場合、当該サービスについても契約を解除することができるものとします。また、クレジットカード決済代行サービスその他当社のサービスについての契約を解除した場合の本契約の取扱も同様とします。
5. 本条の解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第29条（支払留保）

1. 当社は、前条または前々条に定める事由のいずれかが生じた場合、ゼウス加盟店が負担すべき金銭の弁済に充てるため、ゼウス加盟店に支払うべき金額の全部または一部を原則として 6 ヶ月間留保することができます。
2. 前項で定めた支払留保期間中、ゼウス加盟店が当社に対して負担すべき金銭が発生した場合、当社は前項で支払いを留保した金額をこれに充当することができます。
3. 前項で発生した金銭の総額が第 1 項でゼウスが留保した金額を超過する場合、当社は当該不足金額につき別途請求するものとし、ゼウス加盟店は支払期日までに不足金額をゼウスに支払います。
4. 当社は第 1 項で支払を留保した金額につき、第 1 項に定める期間満了後、第 2 項で支払いに充当した額を控除したうえで当社が定める方法に従ってゼウス加盟店に返還します。なお、当社が本条で留保した金額について利息等は発生しません。

第30条（その他事由による契約終了）

本契約は、以下の各号に該当する事由が発生した場合、当然に終了するものとします。

- (1) NTT が、ちょコムサービスの提供を中止して、再開しないことを決定した場合
- (2) 理由の如何を問わず、NTT と当社との間のちょコムに関する契約が終了した場合

第31条（機密保持義務、個人情報の取扱）

1. 当社およびゼウス加盟店は、本規約に基づく契約により知り得た相手方または NTT の技術情報、事業戦略、提携企業等に関する一切の機密情報を相手方または NTT の事前の書面による承諾なくして第三者に開示してはならないものとします。ただし、当社が、裁判所、警察その他公的機関からの照会等に応じる場合はこの限りではありません。
2. 当社およびゼウス加盟店は、個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドライン（以下、「個人情報保護法等」という）に従い、利用目的を公表する等、個人情報取扱に関して適切な措置をとらなければならないものとします。
3. ゼウス加盟店が、自己のサイト運営に必要な業務を第三者に委託する場合、機密情報・個人情報が漏洩しないよう当該第三者を適切に監督・指導する責任を負うものとします。ゼウス加盟店またはゼウス加盟店の委託先が個人情報を漏洩、紛失、改ざん、破壊等があった場合には、速やかに当社に通知するものとします。
4. 当社およびゼウス加盟店は、機密情報および個人情報に関し、善良な管理者としての注意をもって取り扱うものとします。
5. 本条は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第32条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する必要がある場合、合理的な必要最小限の範囲で変更することができるものとし、変更予定日の 1 ヶ月前までにゼウス加盟店に対して変更内容の通知または新規約を提示します。ゼウス加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、ゼウス加盟店は新規約を承認したものとし、以後、新規約が適用されます。
2. 第1項の規約変更において、ゼウス加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに異議を申し出、解約の意思表示をした場合には、当社はその 5 営業日後までに解約の手続きを行うものとします。

第33条（契約終了の効果）

本契約終了時点で発生している債権債務に関する限りでは、本規約に基づく契約はなお効力を有するものとします。

第34条（準拠法）

本規約の解釈および適用は、日本法に準拠するものとします。

第35条（管轄）

本規約および本規約に関連する訴訟は、日本国を専属的な国際裁判管轄とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（協議）

本規約に定めのない事項、本規約の解釈その他に疑義がある事項が生じた場合、当社およびゼウス加盟店は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

※ 本改正規約は 2016 年 6 月 13 日より施行します。